



平成 19 年 5 月 16 日

各位

会社名 日本写真印刷株式会社
代表社名 代表取締役社長 古川 宏
(コード番号 7915 東証・大証各第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 勝
電話番号 075 - 811 - 8111 (大代表)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成19年5月16日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、当社の企業価値・株主の皆様のご利益の確保・向上を目的として、平成19年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案（詳細は下記3.(7)をご参照ください。）及び本プランの導入に関する議案がいずれも承認されることを条件として、以下のとおり、本プランを導入することを決定しましたので、お知らせ致します。本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとし、その後の有効期間の延長については、平成22年6月開催予定の定時株主総会において、ご承認が得られることを条件と致します。

なお、本プランの導入を決定致しました取締役会には、社外監査役を含む監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの導入に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診及び申入れ等は一切ありませんことを念のため申し添えます。

記

1. 当社における企業価値・株主の皆様のご利益向上の取組み

当社は、「印刷」を基盤に培った固有技術を核とする事業活動を通して、広く社会との相互信頼に基づいた《共生》を目指す。」という企業理念のもとに、商業印刷物、書籍、産業資材・電子関連その他の印刷製造及び販売を主な内容とし、企画・製作・開発及びその他の事業活動を展開しております。当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値・株主の皆様のご利益の向上に誠実に努め

ることを経営の基本姿勢としております。

当社は、1929年の創業以来、オリジナルがもつ“美”の世界を再現する印刷技術を追求してきました。近年、当社は、その事業分野を広げており、従来の紙への印刷だけではなく、プラスチック成形品の表面加飾や入力デバイスといった先端技術製品の企画から製造まで幅広く手がけています。また、マーケットも国内に留まらず、アジア、ヨーロッパ、アメリカなどへ広がりを見せています。このような当社の事業の拡大により、社会や多くのステークホルダーの皆様からの期待も高まっており、これまで以上に果たすべき社会的責任が大きくなってきていると認識しております。

2003年度からの中期経営計画では、多様化し高度化する国内外の市場のニーズに応えるため、高品質・低コスト・迅速な供給対応を中心に、顧客満足度を最優先する技術・製品・サービスの創出に努めました。

2006年度からの第二次中期経営計画では、更なる飛躍を目指すとともに NISSHA ブランドへの認知を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーの NISSHA ブランドに対する信頼感を高めていくことを目標として掲げております。印刷情報事業分野では、マーケティング戦略重視のもと、デジタル技術によるソリューションビジネスの積極的な展開を図るとともに、品質信頼度の優位性を確立しつつさらに徹底した合理化、効率化によるコストダウンに取り組み業績改善を目指します。また、産業資材・電子事業分野では、有望商品への資源集中とグローバルな市場拡大展開に注力するとともに、内外の需要増に対応して生産の増強と品質技術の向上を図り、さらに業績伸張をめざし全力をあげて取り組みます。

なお、当社は、経営の透明性や公正性を徹底することにより、企業価値・株主の皆様の共同の利益を持続的に向上させるために、コーポレートガバナンスを充実させることが必要不可欠であると考えております。本定時株主総会において、監督機能の充実を図るべく当社の取締役14名のうち1名を社外取締役にすること、及び株主の皆様のご意思をより反映させ、取締役の経営責任を明確化するべく取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することを議案としてお諮りする予定です。

2. 本プラン導入の目的

上記のとおり、当社は第二次中期経営計画のもとで、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みを今後一層推進してまいり所存ですが、近年のわが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大規模な株式の買付提案に応じるか否か

の判断は、最終的には、株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであると考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するためには、その買付者が当社の経営理念を礎とし長年築き上げてきた Technology を核とした未来志向型企業としての社会的使命・責任に関する基本的な考え方を今後も引き続き実践していくことが必要不可欠であります。したがって、これが当社株式の買付者により中長期的に維持され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるものであるか否かを判断する上では、企画・制作・開発その他の事業活動に関する専門的知識、主に従業員に蓄積されている運用ノウハウ及び経験、並びに、お客様との長期に渡る関係構築を十分に理解し、かつ、当社の有形無形の経営資源、今後の施策の潜在的効果、各施策間のシナジー効果等を十分に検証しなければなりません。株主の皆様がこれらの事項を十分に理解・検証した上で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

そこで、当社は、こうした事情に鑑み、当社株式に対する買付等（下記 3.(2)「買付等に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に備えて、買付者等（下記 3.(2)「買付等に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）に対して事前に当該買付等に関する情報提供を求め、これにより買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等の当社企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための枠組みを予め構築することが必要不可欠であると判断致しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本プランを導入することを決定致しました。なお、下記 3.(5)「本プランの適用開始及び有効期間」のとおり、本プランの有効期間は、平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結の時までとしますが、その後の有効期間の延長につきましては、本プランの有効期間の延長に関する議案につき、平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会のご承認が得られることを条件と致します。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 買付等に係る手続の設定

本プランは、まず、当社株式に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等の提示及び買付者等との交渉等を行うという当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることを目的とする手続を定めています（下記(2)「買付等に係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、又は、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと判断される場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の要件」をご参照下さい。）には、当社は、特定買付者等（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)に定義されます。以下同じ。）による権利行使は認められない旨の行使条件及び当社が新株予約権の取得と引換えに特定買付者等以外の株主の皆様当社株式を交付する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といい、その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとします。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められる本新株予約権無償割当て以外の対抗措置（以下、「他の対抗措置」といいます。）を発動することが適切と判断された場合には当該他の対抗措置を用いることを決定する可能性もあります。

なお、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施若しくは不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙 4 をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象とする研究者等）の何れかに該当する者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初における独立委員会の委員には、中野淑夫氏、桃尾重明氏及び久保田民雄氏が、それぞれ就任を予定しております（各委員の略歴については別紙 5 をご参照下さい。）。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大約 50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 買付等に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）を行う又は行うことを提案する者（以下、「買付者等」といいます。）を対象とします。但し、その者が買付等を行うことが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合は除きます。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、その者が買付等を行うことが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会による買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下 において同じとします。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

独立委員会は、当該買付説明書に記載された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報として十分な情報を追加的に書面にて提出するよう求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に書面にて提供していただきます。

買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、所在地、代表者の氏名、会社等の目的及び事業の内容、沿革、役員の経歴、資本構成、直近3事業年度の財務内容、設立準拠法等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上に関する方針

買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に違反して買付等を開始したものと認められる場合であって、独立委員会が自ら又は当社取締役会を通じてその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されないときは、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。但し、

⁸ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該他の対抗措置を用いることを勧告する可能性もあります。

(c) 買付等の内容の検討・当社取締役会による代替案の提示

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）を記載した書面が提出された場合には、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（独立委員会が当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の提供が全て完了した日から原則として60日間の検討期間（但し、下記(d)に記載するところに従い、独立委員会は、その決議をもって、上記情報・資料等の検討に必要な合理的な範囲内で当該期間を延長することができるものとします。以下、かかる期間を「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、株主の皆様に対して当社取締役会に対して買付提案に関する意見表明、代替案の公表等をするように勧告等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

株主に対する情報開示

独立委員会は、買付説明書の提出の事実、買付者等及び当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間が終了した事実、及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等の検討、当該買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討等に必要な合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨、延長・再延長される期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

本プランに定められる手続に違反した場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続に違反した場合で、独立委員会が自ら又は当社取締役会を通じてその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されないときは、独立委員会は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置を実施することを勧告します。

本プランに定められる手続を遵守する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守する場合に

は、原則として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、買付者等により上記(b)及び(c)に規定する手続が遵守された場合でも、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の要件」に定める要件のいずれかに該当すると認められる場合には、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施を当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施又は不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施又は不実施についての別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当て又は他の対抗措置の実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の要件

当社は、買付者等により上記(b)及び(c)に規定する手続が遵守された場合でも、買付者等による買付等が下記(a)から(h)までのいずれかに該当する場合には、上記(2)「買付等に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、原則として本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。但し、他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該他の対抗措置を用いることを決定する可能性もあります。なお、上記(2)「買付等に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の勧告を経ることになります。

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

当社の株式等を買占め、その株式等につき当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (d) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (e) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等であると合理的根拠をもって判断される場合
- (f) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (g) 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (h) その他(a)から(g)までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです(本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議(以下、「本新

株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合には、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込の取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

特定大量保有者⁹、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者¹⁰、

⁹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

特定大量買付者の特別関係者、若しくは 上記 から までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、 上記 から までに記載の者の関連者¹¹（以下、 から までに該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の本新株予約権も、当社による当社株式を対価とする取得の対象となり得ます。詳細については、別紙 3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。但し、特定買付者等の有する本新株予約権については、取得の対象としないこと、又は、取得の対価として当社株式以外の財産を交付することとなります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙 3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。

¹⁰ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 の 2 第 1 項に定義されます。以下本 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

(5) 本プランの適用開始及び有効期間

本プランの効力発生は本定時株主総会の承認を得られることを条件とします。また、本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時から平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの有効期間の延長（一部修正した上での有効期間の延長を含みます。）については平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会のご承認が得られることを条件とします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置を行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(6) 本プランの廃止及び変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、本日現在施行されている規定を前提とするものであり、同日以後、法令の新設又は改廃があり、これらの施行に伴って必要が生じた場合には、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) 本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案について

当社は、本プランの導入について株主総会の承認を得ることを条件とすることが望ましいと考えておりますことから、本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議します（本プランに関する定款変更議案の概要につきましては、別紙 6 をご参照下さい）。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様にご与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告致します。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(2)「買付等に係る手続」(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化も生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付致します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱

場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式に係る議決権及び経済的価値が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って本新株予約権の取得と引換えに特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式に係る議決権及び経済的価値の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、株主の皆様から本新株予約権を取得し、特定買付者等以外の株主の皆様当社株式を交付することがあります。この場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知致しますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対

する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本取締役会において、上記定款変更議案及び上記承認議案の両方について本定時株主総会のご承認が得られることを条件として、本プランの導入を決定致しました。また、上記 3.(5)「本プランの適用開始及び有効期間」にて記載したとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会終了時から平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結の時までとし、本プランの有効期間の延長（一部修正した上での有効期間の延長を含みます。）については平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会のご承認が得られることを条件とします。

また、本プランは、取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合にはその時点で廃止されることとされております。本定時株主総会において、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することを議案としてお諮りする予定であり、かかる議案が承認されますと、毎年の定時株主総会で選任される取締役によって構成される取締役会が本プランの存続の要否を判断することとなります。

このように、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が適切に反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置することと致します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者の何れかに該当する委員 3 名以上により構成されます（上記 3.(1)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本プランの導入当初における独立委員会の委員は、中野淑夫氏、桃尾重明氏及び久保田民雄氏の 3 名が就任予定です。）

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 3.(2)「買付等に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 3.(2)「買付等に係る手続」(d)及び 3.(3)「本新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記 3.(2)「買付等に係る手続」(c)にて記載したとおり、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3.(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

当社株式の状況(平成19年3月31日現在)

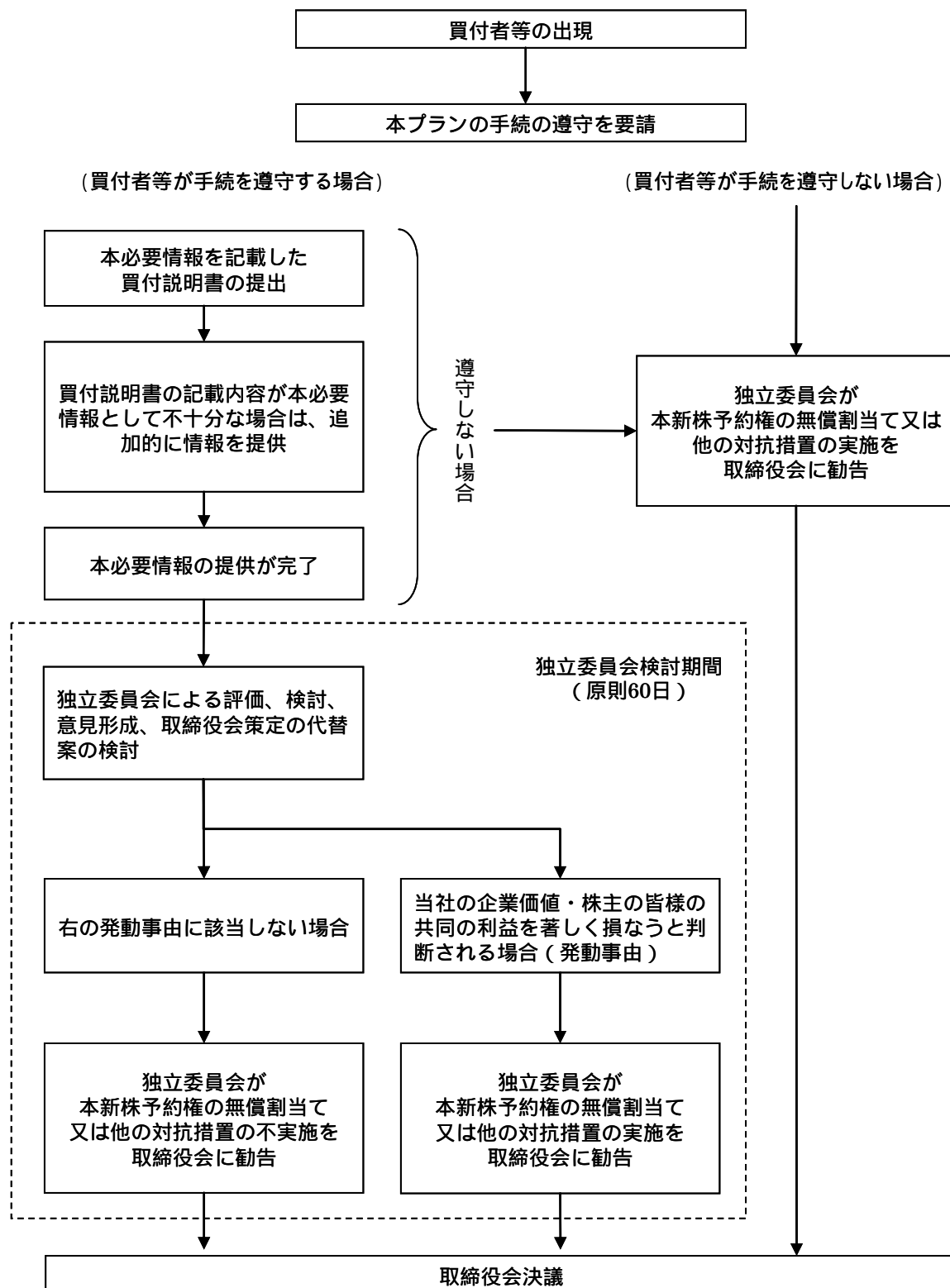
1. 発行可能株式総数 180,000,000 株
2. 発行済株式総数 45,029,493 株
3. 株主数 6,217 名
4. 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(普通株式)		
鈴木興産株式会社	2,563	5.69
明治安田生命保険相互会社	2,341	5.20
株式会社みずほ銀行	2,076	4.61
日本トラスティ・サービス	1,444	3.20
信託銀行株式会社(信託口)		
株式会社京都銀行	1,442	3.20
日本マスタートラスト	1,196	2.65
信託銀行株式会社(信託口)		
京都信用金庫	1,155	2.56
ベアスターズ アンド カンパニー	1,097	2.43
ザ チェース マンハッタン バンク	927	2.05
エヌエイ ロンドン		
大日本インキ化学工業株式会社	905	2.01
計	15,149	33.64

(注)当社は、自己株式を 1,783 千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合 3.96%)
所有しており、上記大株主からは除外しております。

(別紙2)

本プランの内容 (大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



新株予約権無償割当ての要項

・ 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権(以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。)の内容は下記 .に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。)に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

・ 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数(但し、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を

行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、1円を下限とし、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) 特定大量保有者、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者、特定大量買付者の特別関係者、若しくは上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、上記 から まで記載の者の関連者(以下、 から までに該当する者を総称して「特定買付者等」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本 において同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本 において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。

- 2) 上記 1)にかかわらず、下記 から までの各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社又は当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）若しくは当社の関連会社（同規則第 8 条第 5 項に定義される。）

当社を支配する意図がなく上記 1) の特定大量保有者に該当することになった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1) の特定大量保有者に該当することになった者であると当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得して特定大量保有者に該当することとなった場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域（以下「外国法令管轄地域」という。）に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該外国法令管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該外国法令管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該外国法令管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該外国法令管轄地域における法令上認められない場合には、当該外国法令管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 4) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 5) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除く。）であ

るときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記 1)の承認をするか否かを決定する。

外国法令管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記 ないし に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か

譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か

譲受人が外国法令管轄地域に所在しない者であり、かつ、外国法令管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。但し、特定買付者等の有する本新株予約権については、取得の対象としないこと、又は、取得の対価として当社株式以外の財産を交付することを当社取締役会による新株予約権無償割当て決議において決定する。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃があり、これらの施行に伴って上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会が別

途定める場合を除き、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

独立委員会規程の概要

第1条 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

第2条 独立委員会の委員は3名以上とし、次に該当する者の中から取締役会によって選任されるものとする。

- (1) 当社社外取締役(当社の取締役であって、当社又は当社の子会社の業務執行取締役(当社の会社法第363条第1項各号に掲げる取締役及び当社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社又は当社の子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。)
- (2) 当社社外監査役(当社の監査役であって、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるとき、その職務を行うべき社員)若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。)
- (3) 企業経営等に関する一定以上の専門知識を有する者(会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者)

なお、各委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

第3条 独立委員会の任期は委員就任後最初に到来する当社定時株主総会終結のときまでとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

第4条 独立委員会は、以下の各号に記載される事項に関して決定し、その決定内容について理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社取締役は、当該決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点に基づいて行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランにおける新株予約権の無償割当て又は他の対抗措置の実施又は不実施
- (2) 本プランにおける新株予約権の無償割当ての中止又は取得
- (3) 独立委員会検討期間の延長
- (4) 本プランの廃止又は変更
- (5) 本プラン以外の買収防衛策導入の承認
- (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に

諮問した事項

上記(1)~(6)に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

- (7) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
- (8) 買付者等の買付提案内容の精査及び検討
- (9) 買付者等による買付提案に対する当社取締役会の代替案が示された場合は、かかる代替案の精査及び検討
- (10) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

第5条 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保の観点から、必要があれば、当社取締役会に対して買付提案に関する意見表明、代替案の公表等を行うように勧告等を行うものとする。

第6条 独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家）の助言を得ることができるものとする。

第7条 各独立委員会委員及び当社取締役会は、買付等がなされた場合等いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

第8条 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員が全員出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、やむを得ない事由がある場合は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるものとする。

以上

独立委員会の委員略歴

中野淑夫氏 (昭和9年10月生まれ)

昭和39年 7月 公認会計士登録
昭和46年 4月 中野公認会計士事務所代表 (現)
昭和53年 3月 商学博士
昭和58年 6月 清友監査法人代表社員
平成6年 6月 当社監査役就任

桃尾重明氏 (昭和15年8月生まれ)

昭和41年 4月 弁護士登録 (東京第一弁護士会)
平成元年 2月 桃尾・松尾・難波法律事務所 (現)
平成8年 10月 法制審議会倒産法部会委員
平成13年 1月 法制審議会臨時委員
平成13年 6月 当社監査役就任

久保田民雄氏 (昭和22年8月生まれ)

昭和47年 4月 第一勧業銀行入行
昭和52年 6月 米国 YALE UNIVERSITY 経営大学院留学 (MBA 取得)
平成13年 1月 第一勧業銀行国際審査部長
平成14年 4月 東京リース株式会社入社
平成18年 6月 同代表取締役専務執行役員
平成19年 6月 当社取締役 (社外) 就任予定

議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入に関する定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に備えて、当該買付行為を行う者に対して、事前に当該買付行為等に関する情報提供を求め、これにより買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等の当社企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための枠組みを予め構築することが必要不可欠であると考え、平成19年5月16日開催の取締役会において、本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案の両方につき、本定時株主総会のご承認が得られることを条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」を導入することに致しました。

これを受けて本定時株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定することができる旨の規定を、第[20]条に新設するとともに、現行定款第[20]条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第[20]条 } (条 文 省 略)</p> <p>第[40]条 }</p>	<p>(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の決議)</p> <p>第[20]条 当会社の株主総会においては、<u>法令又は本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2.前項における当社株式の大規模買付行為に関する対応方針とは、<u>当社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>第[21]条 } (左のとおり)</p> <p>第[41]条 }</p>

本定時株主総会において当社が上記定款変更議案に記載されている定款規定以外の定款規定に係る定款変更議案をご提案する場合、上記の[]内の条数につきましては、変動する可能性があります。

以上